



平成 25 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 オリコン株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 小池 恒  
 (JASDAQ コード番号 4800)  
 問い合わせ先 執行役員企業広報部長 日高輝明  
 T E L 03-3405-5252 (代表)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 30 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が平成 19 年 11 月に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。また、これにあわせて定款の一部を変更いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日）＜当日が休日につき実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金）＞を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合で分割いたします。

##### (2) 分割による増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	157,950 株
今回の分割により増加する株式数	15,637,050 株
株式分割後の発行済株式総数	15,795,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	62,845,200 株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 3 月 15 日（金）
基準日	平成 25 年 3 月 31 日（日）＜実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金）＞
効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日（月）

##### (4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 25 年 4 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

第 2 回新株予約権	調整前行使価額	156,150 円	調整後行使価額	1,562 円
第 3 回新株予約権	調整前行使価額	165,000 円	調整後行使価額	1,650 円
第 4 回新株予約権	調整前行使価額	34,000 円	調整後行使価額	340 円

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 4 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日 (月)

(参考) 平成 25 年 3 月 27 日 (水) をもって、大阪証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日 (月) をもって当社定款の一部を変更いたします。

①株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更いたします。

②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条 (単元株式数) を新設いたします。

③現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

④第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式数は、 <u>628,452 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式数は、 <u>62,845,200 株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。
第 <u>7</u> 条～第 <u>46</u> 条 (条文省略)	第 8 条～第 47 条 (条文現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれらに伴う条数の繰り下げは、平成 25 年 4 月 1 日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

### 5. その他

(1) 今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。

(2) 今回の株式分割は、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 25 年 3 月期の期末配当及び株主優待制度につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上